

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 地方公共団体に対する財政上の措置等

国は、都道府県及び市町村が温室効果ガスの排出の量の削減等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するための費用について、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとすること。

(第十九条第三項関係)

第二 機構の目的

株式会社脱炭素化支援機構は、温室効果ガスの排出の量の削減等を行う事業活動（他の者の温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与する事業活動を含む。）及び当該事業活動を支援する事業活動（以下「対象事業活動」という。）に対し、資金供給その他の支援を行うことにより、地球温暖化の防止と我が国の経済社会の発展の統合的な推進を図りつつ脱炭素社会の実現に寄与することを目的とする株式会社とすること。

(第三十六条の二関係)

第三 数

株式会社脱炭素化支援機構（以下「機構」という。）は、一を限り、設立されるものとする。

(第三十六条の三関係)

第四 株式の政府保有

政府は、常時、機構が発行している株式の総数の二分の一以上に当たる数の株式を保有していなければならないこととする。

(第三十六条の四関係)

第五 株式、社債及び借入金の認可等

一 機構は、募集株式、募集新株予約権若しくは募集社債を引き受ける者の募集をし、株式交換若しくは株式交付に際して株式、社債若しくは新株予約権を発行し、又は資金を借り入れようとするときは、環境大臣の認可を受けなければならないこととする。

二 機構は、新株予約権の行使により株式を発行したときは、遅滞なく、その旨を環境大臣に届け出なければならないこととする。

三 機構の借入金の現在額及び社債の元本に係る債務の現在額の合計額は、機構の資本金及び準備金の額の合計額に政令で定める倍数を乗じて得た額を超えることとなつてはならないこととする。

(第三十六条の五関係)

第六 政府の出資

政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に出資することができることとする。

(第三十六条の六関係)

第七 商号

機構は、その商号中に株式会社脱炭素化支援機構という文字を用いなければならないこととし、機構でない者は、その名称中に脱炭素化支援機構という文字を用いてはならないこととする。

(第三十六条の七関係)

第八 設立

一 機構の定款には、会社法（平成十七年法律第八十六号）第二十七条各号に掲げる事項のほか、機構の設立に際して発行する株式の数、取締役会及び監査役を置く旨等の事項を記載し、又は記録しなければならないこととする。

(第三十六条の八第一項関係)

二 機構の定款には、監査等委員会又は指名委員会等を置く旨等の事項を記載し、又は記録してはならないこととする。

(第三十六条の八第二項関係)

三 機構の発起人は、定款及び事業計画書を環境大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならないこととする事。

(第三十六条の九関係)

四 環境大臣は、三の認可の申請があつた場合においては、その申請が、設立の手續及び定款の内容が法令の規定に適合するものであること、業務の運営が健全に行われ、対象事業活動の推進に寄与することが確實であると認められること等の基準に適合するかどうかを審査し、当該基準に適合していると認めるときは、設立の認可をしなければならないこととする事。

(第三十六条の十関係)

五 設立時取締役及び設立時監査役の選任及び解任は、環境大臣の認可を受けなければ、その効力を生じないこととする事。

(第三十六条の十一関係)

六 その他機構の設立について所要の規定を整備すること。

(第三十六条の十二及び第三十六条の十三関係)

第九 管理

一 取締役等

1 機構の取締役及び監査役の選任及び解任の決議は、環境大臣の認可を受けなければ、その効力を生

しないこととする。

(第三十六条の十四関係)

2 機構の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、監査役若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務上知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならないこととする。

(第三十六条の十五関係)

二 脱炭素化委員会

1 機構に、脱炭素化委員会(以下「委員会」という。)を置くこととする。

(第三十六条の十六関係)

2 委員会は、次に掲げる決定を行うこととする。

(1) 第十の三の1により対象事業活動支援の対象となる事業者及び当該対象事業活動支援の内容の決定

(2) 第十の四の1の株式等又は債権の譲渡その他の処分の決定

(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、会社法第三百六十二条第四項第一号及び第二号に掲げる事項のうち取締役会の決議により委任を受けた事項の決定

(第三十六条の十七関係)

3 委員会は、取締役である委員三人以上七人以内で組織することとする。委員の中には代表取締役及び社外取締役がそれぞれ一人以上含まれなければならないこととする。その他委員会の組織について所要の規定を整備すること。
(第三十六条の十八関係)

4 委員会は委員長が出席するものとし、かつ、その定足数を委員の総数の三分の二以上とすることとする。委員会の議事は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長が決することとする。その他委員会の運営について所要の規定を整備すること。
(第三十六条の十九関係)

5 機構は、委員会の日から十年間、当該委員会の議事録をその本店に備え置かなければならないこととする。その他委員会の議事録について所要の規定を整備すること。
(第三十六条の二十関係)

6 機構は、委員を選定したときは、二週間以内に、その本店の所在地において、当該委員の氏名を登記しなければならないこととする。その他委員の登記について所要の規定を整備すること。
(第三十六条の二十一関係)

三 定款の変更

機構の定款の変更の決議は、環境大臣の認可を受けなければ、その効力を生じないこととする。

第十 業務

一 業務の範囲

1 機構は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。

- (1) 対象事業者（三の1により対象事業活動支援の対象となった事業者をいう。以下同じ。）に対する出資
- (2) 対象事業者に対する基金の拠出
- (3) 対象事業者に対する資金の貸付け
- (4) 対象事業者が発行する有価証券及び対象事業者が保有する有価証券の取得
- (5) 対象事業者に対する金銭債権及び対象事業者が保有する金銭債権の取得
- (6) 対象事業者の発行する社債及び資金の借入れに係る債務の保証
- (7) 対象事業者のためにする有価証券の募集又は私募
- (8) 対象事業活動を行い、又は行おうとする事業者に対する技術者その他の専門家の派遣

- (9) 対象事業活動を行い、又は行おうとする事業者に対する助言
 - (10) 対象事業活動を行い、又は行おうとする事業者に対する知的財産権の移転、設定若しくは許諾又は営業秘密の開示
 - (11) (10)に掲げる業務のために必要な知的財産権の取得をし、若しくは移転、設定若しくは許諾を受け、又は営業秘密の開示を受けること。
 - (12) 保有する株式、新株予約権、持分又は有価証券（四において「株式等」という。）の譲渡その他の処分
 - (13) 債権の管理及び譲渡その他の処分
 - (14) (1)から(13)までに掲げる業務に関連して必要な交渉及び調査
 - (15) 対象事業活動を推進するために必要な調査及び情報の提供
 - (16) (1)から(15)までに掲げる業務に附帯する業務
 - (17) (1)から(16)までに掲げるもののほか、機構の目的を達成するために必要な業務
- 2 機構は、1の(17)に掲げる業務を営もうとするときは、あらかじめ、環境大臣の認可を受けなければ

ならないこととすること。

(第三十六条の二十三関係)

二 支援基準

1 環境大臣は、機構が対象事業活動の支援（一の1の(1)から(7)までに掲げる業務によりされるものに限る。以下「対象事業活動支援」という。）の対象となる事業者及び当該対象事業活動支援の内容を決定するに当たって従うべき基準（以下「支援基準」という。）を定めるものとする。

2 環境大臣は、支援基準を定めようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣及び対象事業活動支援の対象となる活動に係る事業を所管する大臣に協議しなければならないこととすること。

3 環境大臣は、支援基準を定めたときは、これを公表するものとする。

(第三十六条の二十四関係)

三 支援決定

1 機構は、対象事業活動支援を行おうとするときは、支援基準に従って、その対象となる事業者及び当該対象事業活動支援の内容を決定しなければならないこととすること。

(第三十六条の二十五第一項関係)

2 機構は、対象事業活動支援をするかどうかを決定しようとするときは、あらかじめ、環境大臣にその旨を通知し、相当の期間を定めて、意見を述べる機会を与えなければならないこととする。

(第三十六条の二十五第二項関係)

3 環境大臣は、2の通知を受けたときは、遅滞なく、その内容を当該対象事業活動支援の対象となる活動に係る事業を所管する大臣に通知するものとする。

(第三十六条の二十五第三項関係)

4 3の通知を受けた大臣は、当該事業者の属する事業分野の実態を考慮して必要があると認めるときは、2の期間内に、機構に対して意見を述べることをすることができることとする。

(第三十六条の二十五第四項関係)

5 機構は、次に掲げる場合には、速やかに、1の決定を撤回しなければならないこととする。

(1) 対象事業者が対象事業活動を行わないとき。

(2) 対象事業者が破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令又は外国倒産処理手続の承認の決定を受けたとき。

(第三十六条の二十六関係)

四 株式等の譲渡その他の処分等

1 機構は、その保有する対象事業者に係る株式等又は債権の譲渡その他の処分の決定を行おうとするときは、あらかじめ、環境大臣にその旨を通知し、相当の期間を定めて、意見を述べる機会を与えなければならぬこととする。

2 機構は、経済情勢、対象事業者の事業の状況等を考慮しつつ、令和三十三年三月三十一日までに、保有する全ての株式等及び債権の譲渡その他の処分を行うよう努めなければならないこととする。

3 機構が債務の保証を行う場合におけるその対象となる貸付金の償還期限は、令和三十三年三月三十一日までになければならないこととする。

(第三十六条の二十七関係)

第十一 国の援助等

一 国の援助等

1 環境大臣及び国の行政機関の長は、機構及び対象事業者に対し、これらの者の行う事業の円滑かつ確実な実施に関し必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならないこととする。

2 1のほか、環境大臣及び国の行政機関の長は、機構及び対象事業者の行う事業の円滑かつ確実な実

施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならないこととする。

(第三十六条の二十八関係)

二 財政上の措置等

国は、対象事業活動支援その他の対象事業活動の円滑かつ確実な実施に寄与する事業を促進するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならないこととする。

(第三十六条の二十九関係)

第十二 財務及び会計

一 機構は、毎事業年度の開始前に、その事業年度の予算を環境大臣に提出して、その認可を受けなければならないこととする。

(第三十六条の三十関係)

二 機構の剰余金の配当その他の剰余金の処分の決議は、環境大臣の認可を受けなければならないこととする。

(第三十六条の三十一関係)

三 機構は、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を環境大臣に提出しなければならないこととする。

(第三十六条の三十二関係)

四 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の第五の一の社債又は借入れに係る債務について、保証契約をすることができるとすること。
（第三十六条の三十三関係）

第十三 監督

一 機構は、環境大臣がこの法律の定めるところに従い監督することとする。

（第三十六条の三十四第一項関係）

二 環境大臣は、この法律を施行するため必要があるときは、機構に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができるとすること。
（第三十六条の三十四第二項関係）

三 環境大臣は、この法律を施行するため必要があるときは、機構からその業務に関し報告をさせ、又はその職員に、機構の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができるとすること。
（第三十六条の三十五関係）

四 環境大臣は、第八の四等の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならないこととする。
（第三十六条の三十六関係）

五 環境大臣は、機構の事業年度ごとの業務の実績について評価を行わなければならないこととし、当該評価を行ったときは、遅滞なく、機構に対し、その結果を通知するとともに、これを公表しなければならないこととする。

(第三十六条の三十七関係)

第十四 解散等

一 機構は、第十の一の1の(1)から(17)までに掲げる業務の完了により解散することとする。

(第三十六条の三十八関係)

二 機構の合併、分割、事業の譲渡又は譲受け及び解散の決議は、環境大臣の認可を受けなければ、その効力を生じないこととする。

(第三十六条の三十九関係)

第十五 罰則

罰則について、所要の規定を整備すること。

(第六十六条から第七十条まで、第七十四条及び第七十六条関係)

第十六 附則

一 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること

とすること。

(附則第一条関係)

二 政府は、この法律の施行後十年を目途として、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする事。

(附則第四条関係)

三 その他所要の規定を整備すること。

(附則第二条、第三条及び第五条関係)